

6 高精セ第 363 号
令和 6 年 11 月 25 日

各医療機関代表者 様

高知県立精神保健福祉センター所長

JR グループが精神障害者割引制度の利用のための
手帳所持者への周知について（依頼）

平素、精神保健福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日から、JR グループが精神障害者割引制度を導入することとなりました。

それに先立ち、各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳に、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄を設ける必要があり、令和 7 年 1 月から交付する手帳には減額欄がシステム上表示されますが、既に交付されている手帳をお持ちの方については、お住まいの市町村の手帳申請窓口で一定の手続が必要になってきます。

県や市町村のホームページや広報誌での啓発にも努めて参りますが、広報素材での周知にも限界があるため、医療機関の皆様にも周知のご協力をいただきたく、別添のチラシを作りましたので、通院される方の見やすいところへの掲示（約 2 年間）をお願いします。

チラシのデータは、精神保健福祉センターのホームページにも掲示しています。

また、院内のスタッフへの周知もよろしくお願いします。